

# 特定入所介護サービス費について

介護保険施設を利用した場合は、サービス費用の1割、居住費、食費、日常生活費が利用者負担になります。

## ○利用者が支払う「居住費」、「食費」の基準額(1日あたり)

利用者負担は、介護保険施設と利用者の間で契約によって決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。

	居住費(日額)	食費(日額)
ユニット型個室	2,066円	1,445円
ユニット型個室的多床室 従来型個室	1,728円 (1,231円)	
多床室	437円【697円】 (915円)	

※( )内は、特別養護老人ホームに入所又は短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の金額です。

※【 】内は、「療養型」「その他型」の介護老人保健施設の多床室、「II型」の介護医療院の多床室を利用した場合の金額です。

申請が必要です!

## ○低所得の人は「居住費」「食費」が軽減されます

経済的な面から施設を利用できないことがないように、低所得の人は居住費、食費が下表の負担限度額まで軽減されます。

## ○低所得の人の「居住費」、「食費」の負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が <u>80万円</u> 以下の人	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が <u>80万円</u> を超え <u>120万円</u> 以下の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が <u>120万円</u> を超え <u>120万円</u> の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

また、次の①②のいずれかに該当する場合、軽減の対象にはなりません。

- ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者
- ②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も住民税非課税)でも、預貯金等が一定額を超える場合
  - 第1段階 : 預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
  - 第2段階 : 預貯金等が単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合
  - 第3段階① : 預貯金等が単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合
  - 第3段階② : 預貯金等が単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合  
(第2号保険者は、単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合)

※( )内は、特別養護老人ホームに入所又は短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の金額です。